

平成22年 5月27日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530757

研究課題名（和文）東アジア諸国・地域における大学入学者選抜制度の比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study on the University Admission System in the East Asian Countries and Regions

研究代表者

南部 広孝（NANBU HIROTAKA）

京都大学・大学院教育学研究科・准教授

研究者番号：70301306

研究成果の概要（和文）：本研究は、東アジア諸国・地域の大学入学者選抜制度を対象とし、比較を通じて各国・地域の共通点と相違点を明確にしようとしたものである。主な対象国・地域は、中国、韓国、台湾およびわが国である。研究の結果、どの国・地域でも新たな制度の導入が行われ、大学入学者選抜制度の多様化が進んでいるという共通性が確認できること、その一方でそれぞれの歴史的経緯や社会状況によって改革の焦点や方向性には違いがあることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to clarify the similar features and the different trends of the reform of university admission system in the East Asian countries and regions, through the comparison. China, South Korea, Taiwan, and Japan were focused in this study. As the result of study, It was clarified that new selection systems were introduced, and the admission system at national level tended to diversify increasingly in all of these countries and regions, and that the focus and direction of the reform varied from country to country on account of their historical backgrounds and social conditions.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：東アジア、大学入学者選抜制度、高等教育、中国、台湾、韓国、日本

1. 研究開始当初の背景

それぞれの社会においてどのような大学入学者選抜制度を採用しているのかを明らかにすることは、当該社会の教育を理解するうえで重要である。その理由としては第1に、

現代では多くの国でそれが教育制度全体のなかで鍵になる位置を占めており、そのあり方が高等教育のみならず初等・中等教育に対しても大きな影響を与える点がある。第2に、大学入学者選抜制度は社会としてどのよう

な人材を求めるのか、高等教育でどのような人材を養成しようとしているのかを一定程度反映するものである。さらに第3点として、それはまた社会的公平性や公正さもある程度考慮したものとなっているはずである。

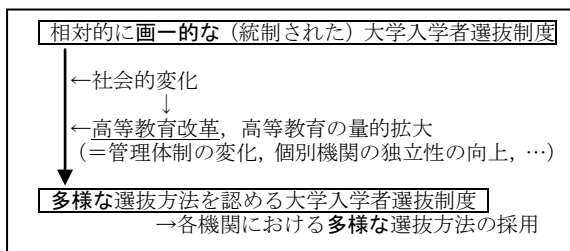
近年わが国では、多様な大学入学者選抜方法の採用が指向され、各大学はそれにもとづいて当該大学にふさわしい選抜方法の模索を進めている。しかし、どのような選抜方法が適当なのか、どの程度多様化すればよいのかといった点について合意があるわけではない。他の東アジア諸国・地域では一見したところ、わが国と同様に大学入学者選抜方法の多様化を促進させるような改革が進められているが、具体的な制度設計や個別機関の対応には違いも見られる。

以上のような点をふまえて、本研究を行うことにした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、東アジア諸国・地域の大学入学者選抜制度を対象とし、「多様化」をキーワードにしながら各国・地域の高等教育制度および大学入学者選抜制度の概要と特徴を整理するとともに、個別機関の対応を分析して、比較を通じて各国・地域の共通点と相違点を明確にし、またそうした共通点や相違点が生じる背景を明らかにして、最終的に東アジア諸国・地域における大学入学者選抜制度の改革動向を全体的に説明できる枠組みを構築することである。対象とした主な国・地域は、中国、韓国、台湾およびわが国である。

上記目的を達成するために本研究で「多様化」傾向を考える枠組みとして想定したのは、下図のようなものであった。



従来これらの国・地域では相対的に画一化された、すなわち国ないし関連機関が全体の統制を行うような大学入学者選抜制度がとられ、学力筆記試験を主とする選抜方法が採用されていた。しかし近年の社会の変化およびそれに伴う高等教育の量的拡大や高等教育改革によって、そのような画一的方法での選抜の限界が指摘されたり、それに対する批判が起きたりするようになってきている。そして国全体のシステムとしても、また各機関のレベルにおいても、多様な選抜方法が導入さ

れるようになってきている。このような視点で各国・地域の大学入学者選抜方法について検討しようとしたのである。

3. 研究の方法

本研究は次のような方法で進めた。まず、先行研究および現地で発行・公表されている政府文書や統計資料、また新聞・雑誌記事などを利用して文献研究を行い、各国・地域の高等教育制度および大学入学者選抜方法の概要や改革動向を整理、分析した。また、現地で個別機関を対象に聞き取り調査を行い、機関レベルで多様化がどのように進んでいるのか、多様化の圧力にどのように対応しているのかといった点について具体的な情報を収集した。さらに、以上の過程で収集した情報や得られた知見にもとづき、比較の観点から各国の共通点や相違点を抽出し、これらの国で進む大学入学者選抜制度改革の特徴を考察した。

4. 研究成果

本研究において明らかになったこととして、次の5点を挙げるができる(詳細については、以下に図書①として挙げた研究成果報告書を参照されたい)。

(1) どの国・地域でも高等教育制度に含まれる機関類型は多様で、また私立機関の比率が高いか、上昇傾向にあった。同時に、急速な量的拡大が進んできている点も共通の特徴として指摘することができた。後者を具体的に確認すれば、わが国では1990年から現在まで学生数が約20%増加しているが、台湾や韓国では同じく1990年以降で2倍になっており、中国では同じ期間でおよそ10倍になっている。

(2) 高等教育の改革動向として、①個別大学における自主権の拡大(及び企業的な運営手法の導入)、②一部の大学に対する重点的な財政支援、③大学評価の導入といった点で共通性が見られた。このうち①自主権の拡大についてみると、わが国では1991年のいわゆる大学設置基準の大綱化で教育課程の編成や教員組織の編制がかなり自由化され、また2002年の国立大学法人化によって運営に関するある程度の権限が大学に与えられることになった。中国では1990年代を通じた改革により、各機関に法人格が付与されると同時に、専攻設置、教育課程の編成、経費の執行等を含めて各機関が「主体的に」決定することができるとされた。台湾では1980年代後半以降の社会の変動を経て1994年の「大学法」改正により、大学により大きな権限が委譲された。韓国でも国立大学のあり方が見直される中で大学の意思決定・管理運営体制

の改革が行われている。こうした権限委譲の一環として入学者の選抜に関しても各機関の自由度は高まる傾向にある。

(3) 大学入学者選抜制度およびその改革動向に注目すれば、共通点として次の4点を挙げることができた。

- ①どの国・地域でも筆記試験を基本とする学力試験に対する信頼がある。わが国では第二次世界大戦後、入学者選抜においては基本的に学力検査の結果を一貫して重視してきたし、他の国・地域でも同様である。
- ②全国的な学力試験が実施されている。中国では1952年から全国統一大学入学試験が導入され、台湾、韓国でもそれぞれ1954年、1969年から全国統一の学力試験がとりいれられて、その成績が大学に入学するための重要な指標とされてきた。わが国では1979年に共通第1次学力試験が導入され、1990年からはそれが大学入試センター試験になっており、すべての志願者が参加する必要は必ずしもないものの、より多くの大学が利用するようになっている。
- ③近年の改革として多様な選抜方法が導入されつつある。わが国では1990年に慶應義塾大学でAO入試が導入され、2000年以降は国立大学も含めてこの方法で入学者選抜を行う大学が増加している。中国においては2003年から「自主学生募集制度」が実施されるようになってきている。これは全国統一大学入学試験の前にあらかじめ各機関が合格候補者を決定し、全国統一大学入学試験で一定の条件をクリアすれば優先的に入学させるという制度であり、学力試験の一発勝負的な要因を取り除くとともに各機関の自主性を発揮させることがめざされている。台湾においては自己推薦型入試である「申請入学」が1998年から採用され、また2007年からは「繁星計画」が実施されている。後者は高等学校在学時の成績を用いてやはり全国試験での一発勝負的な要因を取り除くと同時に、地域間格差の縮小を図ろうとしたものである。韓国においては2009年度入試から「入学査定官」制度が導入されている。
- ④入学者選抜方法の改革において、中央政府または関連する組織や機関が調整や監督、指導といった機能を有している。各機関の自主権が拡大したとはいえ、入学者選抜方法をまったく自由に決定できるまでには至っていない。わが国では毎年文部科学省から実施の方針が出されているし、国立大学協会などが一定の方向性を示している。他の国・地域でも中央政府が全体の枠組みを固めている。

(4) 一方で、特にわが国との違いに注目した

場合、次の5つの相違点が明らかになった。

- ①相対的にみて、わが国では各大学が改革の主体となるのに対して、中国、台湾、韓国では政府が中心的な役割を担っている。
- ②学力試験の成績の重要性という点で、他の国・地域と比べて、わが国は際だってそれが低い水準にとどまっている。わが国では例えば2008年度入試においては、一般選抜を経て大学に入学した者は全体の56%にとどまり、他は必ずしも学力試験を課されない選抜方法で入学している。これに対して他の国・地域では、次の③とも関連するが、ほぼすべての志願者に対して学力試験が課されている。
- ③中国や台湾、韓国ではどのような選抜方法を問わず基本的に全国統一の学力試験が課され、学力の担保がある程度可能になっているのに対して、わが国では学力試験を課さないことも多く、大学教育を受ける学力が担保されているとは必ずしも言えない状況にある。
- ④わが国を除く国・地域では、選抜結果に対する異議申し立てへの対応策が積極的に講じられ、特に学力試験以外の選抜方法における公平性の担保が図られつつある。例えば中国では選抜の結果を社会的に公表し、それに対する異議申し立てを受け付ける期間が設定されているし、台湾では面接等の方法がとられるときには録音・録画してそれを保存することが求められている。こうした状況に比べると、わが国の対応はかならずしも十分ではない。
- ⑤中国、台湾、韓国では、地域間の教育格差を是正しようとする配慮が制度的に進められているが、わが国ではそうした配慮が明確には見られない。中国ではもともと入学定員が省を単位として配分されており、実際どのようになっているかは不明だが、地域間の格差を考慮することが可能になっている。台湾の「繁星計画」や、韓国におけるソウル大学の「地域均衡選抜」では、入学者が特定の学校に偏らないにし、各地の高等学校から入学者が出るように配慮されている。

(5) 国レベルでは大学入学者選抜方法の多様化がめざされたことにより、個別機関での取り組みもいっそう多様なものになることが可能になったことが明らかになった。ただし、この点でもわが国と他の国・地域とは異なる現象が観察される。すなわちわが国では、選抜の主体が大学であることもあって、各大学の自主権が拡大したことにより、例えば一般選抜後期日程での選抜を取りやめる国立大学が現れるなど必ずしも国レベルの多様化が機関レベルでの多様化をもたらさない場合がある。これに対して、他の国や地

域では一般に、より多様な選抜を通じて自らが求める学生を獲得しようとする動きが進んでいる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 南部広孝, 中国の高等教育戦略(前編) 急激な量的拡大と質の維持・向上に向けた改革の進展, リクルート カレッジマネジメント, 査読無, 158, 2009, 50-53
- ② 南部広孝, 台湾の大学入学者選抜における「繁星計画」の導入と展開, 大学論集, 査読有, 39, 2008, 125-140

[学会発表] (計2件)

- ① 南部広孝, 中国高等教育システムの拡大—高等教育独学試験制度の役割を中心に, 日本高等教育学会 2009 年度研究交流集会, 2009 年 12 月 12 日, 立命館大学
- ② 南部広孝, 多様化する大学入学者選抜制度(中国語), 第7回京都大学大学院教育学研究科国際シンポジウム, 2008 年 12 月 3 日, 中国・北京師範大学

[図書] (計3件)

- ① 南部広孝, 京都大学大学院教育学研究科, 東アジア諸国・地域における大学入学者選抜制度の比較研究(最終報告書), 2010, 90
- ② 南部広孝, 東信堂, 中国高等教育独学試験制度の展開, 2009, 222
- ③ 南部広孝・楠山研, 長崎大学アドミッションセンター, 中国の大学入学者選抜における「自主招生」の現状(資料集), 2008, 197

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]
ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

南部 広孝 (NANBU HIROTAKA)
京都大学・大学院教育学研究科・准教授
研究者番号: 7 0 3 0 1 3 0 6

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: